

**茨城県動物愛護管理推進計画  
(第4期) 案**

**令和        年        月**

# 目 次

## I 総 論

1	推進計画改定の趣旨	1
2	計画の位置づけと性格	2
3	計画期間と進行管理	2
4	計画の基本方向	2
	(1) 動物愛護の普及啓発と県民への定着	
	(2) 動物の適正飼育と飼い主責任の徹底	
	(3) 動物愛護推進体制の構築と関係者の役割	
5	茨城県の動物愛護の現況	4
	(1) 犬及び猫の引取頭数	
	(2) 犬の捕獲頭数	
	(3) 犬及び猫の返還頭数	
	(4) 犬及び猫の譲渡頭数	
	(5) 犬及び猫の殺処分頭数	
6	動物愛護管理目標の設定	6

## II 各 論

1	殺処分「ゼロ」のための取り組み	8
	(1) 適正な犬・猫引取業務の推進	
	(2) 収容した犬猫の譲渡の推進	
	(3) 猫の適正飼養等の推進	
2	動物愛護の普及啓発	11
	(1) 県民への動物愛護意識の啓発	
	(2) 飼い主への適正飼養の普及啓発	
3	動物愛護を担うひとづくり	14
	(1) 動物愛護推進員の育成	
	(2) 民間団体の育成と強化	
	(3) 動物取扱業の適正化	
	(4) 特定動物飼養者の適正化	
	(5) 市町村都の連携	
4	災害時の対応	18
5	学校教育との連携	19

6	その他の取り組み	20
(1)	動物愛護推進拠点のあり方と連携	
(2)	調査研究の推進	
(3)	実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発	
(4)	産業動物の適正な取扱いに係る普及啓発	
(5)	遺棄や虐待事例等における警察との連携	

### III 資 料 編

○	表 1 茨城県の殺処分頭数等の推移（平成 2 年度から令和元年度）	24
○	表 2 環境省動物愛護管理事務提要における殺処分分類 （平成 30 年度から令和元年度）	25
○	表 3 都道府県別 人口 10 万人対犬の登録、犬猫の殺処分頭数 （平成 30 年度）	26
○	表 4 都道府県別 犬の登録・狂犬病予防注射頭数等 （平成 30 年度）	27
○	表 5 市町村別 犬の登録・狂犬病予防注射頭数等（令和元年度）	28
○	表 6 市町村別 犬及び猫の引取り頭数及び捕獲頭数（令和元年度）	29
○	表 7 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数 （令和元年度 犬の引取り頭数）	30
○	表 8 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数 （令和元年度 猫の引取り頭数）	31
○	表 9 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数 （令和元年度 犬猫の引取り頭数）	32
○	表 10 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数 （令和元年度 犬捕獲頭数）	33
○	表 11 災害時における愛玩動物の救護活動に関する協定	34
○	茨城県の動物愛護管理行政の沿革	35

# I 総 論

## 1 推進計画改定の趣旨

茨城県では、平成 15 年 5 月に「茨城県動物愛護推進計画」を策定し、「人と動物の共生する社会」の実現に向けて、県民一人ひとりに動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した飼育方法等を普及するため、県、市町村、民間団体、地域、動物取扱業者、動物の飼い主や県民等の様々な関係者が担う役割や、今後取り組むべき方策を明確にし、相互に連携しながら推進すべき動物愛護に関する具体的な内容を示して、施策の展開を図ってまいりました。

その間、平成 18 年 10 月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「国的基本指針」という。）が示されたことから、平成 19 年度の「茨城県動物愛護推進計画」改定により、さらなる茨城県の動物愛護の総合的な推進を図ってまいりました。

しかしその一方で、不適切な動物の飼い方によって近隣の人へ迷惑や危害を及ぼしたり、無責任な飼い主が動物を棄てたり、心ない人が動物を虐待するなどの問題が全国的に散発しました。

そのような状況を踏まえ、平成 24 年 9 月に、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）が一部改正され、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、平成 25 年 9 月に国的基本指針が改定されました。

県においては、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）を平成 25 年に一部改正し、猫の屋内飼養や災害時の備えのほか、犬の譲渡推進等や多頭飼養届出の対象動物に飼い猫を加える規定を新たに盛り込むとともに、平成 30 年の改正により、犬の放し飼いに係る罰則の強化をするなど、犬や猫の適正飼養の推進を図ってまいりました。

また、平成 28 年には「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」（以下「ゼロ条例」という。）を制定し、犬や猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に向けた取組について、より一層の強化を図ることとしたところです。

平成 19 年度に改定した「茨城県動物愛護推進計画」については、平成 29 年度までに達成する数値目標とした「犬および猫の引取り頭数 3,500 頭以下」、「動物の譲渡頭数 500 頭以上」を平成 26 年度に達成したこと等から、平成 27 年 10 月に名称を「茨城県動物愛護管理推進計画」（以下「推進計画」という。）として改定を行い、平成 35 年度（令和 5 年度）までに達成する新たな数値目標をの設定する改定を行いました。

そして、今般、法や国的基本指針等が改正されたこと、平成 35 年度（令和 5 年度）までに達成する数値目標「犬及び猫の殺処分頭数 1,000 頭未満」、「犬及び猫の譲渡頭数 1,200 頭以上」を令和元年度に達成したことなどを受けて、推進計画を改定することとしたところです。

## 2 計画の位置づけと性格

この計画は、法第6条に基づき、国の基本指針、条例及びゼロ条例に則して茨城県の中長期的な動物愛護の推進方向を具体的指針として策定するものです。

この計画を実現するためには、県のみならず市町村、動物愛護推進員、民間団体、個人ボランティア、地域、動物取扱業者、動物の飼い主や県民など多くの関係者の連携と実践行動が不可欠であり、地域での日常生活の様々な場面を通じて、この計画が協働して推進されることを期待するものです。

## 3 計画期間と進行管理（令和3年度～12年度）

この計画の期間は、令和3年度から12年度末までの10年間とします。

また、計画の進捗状況等については、別に設定する動物愛護推進目標等をもとに、毎年度達成状況を点検するとともに、令和7年度を中間目標年度として、定期的な進行管理と評価を行って必要な見直しをしてまいります。

## 4 計画の基本方向（人と動物の共生する社会の実現）

### （1）動物愛護の普及啓発と県民への定着

動物が命あるものであることを踏まえ、人と動物の共生を前提に、動物の習性を理解した適正な取扱いや飼養管理について、県、市町村、動物愛護推進員、民間団体、地域、動物取扱業者、動物の飼い主等、多くの関係者が連携協働して、幼児教育・学校教育などの教育活動や広報活動などを通じ、県民への動物愛護意識の普及啓発に努め、日常生活への定着に取り組みます。

特に、広く県民の間に動物を慈しむ愛護の気風を招来し、生命尊重等の情操の涵養を図るための普及啓発活動に積極的に取り組みます。

### （2）動物の適正飼養と飼い主責任の徹底

動物の適正な飼養は飼い主の責務であり、動物愛護の根幹でもあります。飼養している動物の健康と安全の保持、人の生命や財産への危害の防止、動物の飼養を通じた他人への迷惑防止に常に留意し、動物を終生飼養することが飼い主に課せられた責務です。

しかしながら県内では、飼い犬については条例に規定しているけい留義務を守らない飼い主も多くおり、動物の適正飼養に関して飼い主の認識には相違が見受けられます。

こうしたことから、県、市町村、動物愛護推進員、民間団体、動物取扱業者等の関係者が連携して、動物の適正飼育と飼い主責任の徹底に関する啓発とモラル向上運動に取り組み、「人と動物の共生する社会」づくりを進めます。

### （3）動物愛護推進体制の構築と関係者の役割

動物の愛護及び管理をめぐる課題に、地域の実情を踏まえて効果的に取り組むため、関係者が適切な役割分担の下に、重層的なネットワークを作り、それぞれが主体性をもって参画・協働し、推進体制の構築を図ります。

## 【関係者の役割分担】

### ① 県及び中核市の役割

県は、動物愛護及び管理の推進の中核（拠点）として、市町村、民間団体、動物愛護推進員等と緊密に連携し動物愛護推進体制を構築するとともに、この計画全体の進行管理を行う。

また、中核市は、動物愛護管理行政を担う立場から、県とともに推進計画の進行を図る。

### ② 市町村の役割

市町村は、この計画に基づき、動物愛護推進員等と連携して、地域における動物の飼い主、住民に対する普及啓発を推進する。

一部の市町村では、不妊去勢手術への助成、動物愛護管理条例の制定、動物愛護協議会の設置が行われるなど、地域での動物愛護管理の問題解決に向けた先導的な取り組みが行われ、一定の成果が得られていることから、これらの取り組みを参考として、各市町村の実情に合わせた関連施策の充実強化に可能な限り取り組んでいく。

また、災害発生時における愛玩動物の同行避難に備え、避難所の一時収容施設を設置する等、関係機関と協力し、被災動物への適切な対策を講ずるよう努める。

### ③ 動物の飼い主の役割

動物の飼い主は、法令を遵守し、動物が命あるものであることを十分に認識して、動物を飼っていない人や苦手な人に配慮したうえで、適正な飼養管理に努め、「人と動物の共生する社会」実現のための飼い主責任を履行する。

### ④ 県民の役割

県民は、この計画を理解し、「人と動物の共生する社会」実現のために必要な協力をを行う。

### ⑤ 公益社団法人茨城県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の役割

県獣医師会は、公益的な職能団体として専門的な立場から、公衆衛生の向上、動物愛護文化の普及発展の面からこの計画を推進する。

### ⑥ 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員は、この計画を推進するため、動物の愛護や適正飼養、繁殖制限等に関する知識の普及啓発や、犬猫等の譲渡に関する相談対応、災害時における動物の避難、保護等に関する施策への協力等を行う。

### ⑦ 民間団体等の役割

動物愛護活動を行う民間団体及び個人ボランティアは、この計画の推進にあたって、行政や飼い主に対し実施可能な支援及び協力をを行う。

### ⑧ 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、法令を遵守し、飼養者の模範となるよう適正な飼養管理を行うとともに、その業務を通じて動物の飼養希望者又は飼養者等に対する正しい知識の提供と普及啓発に努め、この計画の推進に協力する。

### ⑨ 幼児教育・学校教育関係機関の役割

学校をはじめとする教育関係機関は、幼児・児童・生徒に対する動物愛護管理教育に努め、この計画を推進する。

⑩ その他関係者の役割

実験動物、産業動物を含む動物を扱う全ての関係者は、この計画の推進に協力する。

## 5 茨城県の動物愛護関係指標の現況

### (1) 犬及び猫の引取頭数

犬及び猫の引取頭数は、いずれも減少し、概ね数値目標を達成していますが、猫の引取頭数については、約9割が飼い主不明の子猫であり、その対策が急務となっています。

年度	平成 25 年度	令和元年度	平成 35 (令和 5 ) 年度	達成率
			数値目標	
犬	934 頭	204 頭	300 頭未満	147%
猫	3,038 頭	1,338 頭	1,200 頭未満	89.7%
計	3,972 頭	1,542 頭	1,500 頭未満	97.3%

### (2) 犬の捕獲頭数

犬の捕獲頭数は、約4割減少しましたが、茨城県は住宅の敷地面積が広く、雪があまり降らないなど比較的温暖な気候なので、犬が外で飼われる場合が多く、放し飼いや逸走、みだりに繁殖することが原因となり捕獲頭数が他県と比較して多いと推測されます。

年度	平成 25 年度	令和元年度	平成 35 (令和 5 ) 年度	達成率
			数値目標	
犬	2,181 頭	1,217 頭	1,000 頭未満	82.2%

### (3) 犬及び猫の返還頭数

犬及び猫の返還頭数は、令和元年度 151 頭で、返還率（返還頭数／子犬・子猫を除く所有者不明引取頭数+捕獲頭数）が 16.3% となっています。

また、飼い主不明として引き取る猫は、動物指導センターホームページで収容情報を公表しておりますが、ほとんどが負傷した猫や産まれたばかりの子猫に限られていることから、本来の飼い主への返還に至る事例は少ない状況です。

年度	平成 25 年度	令和元年度	平成 35 (令和 5 ) 年度	達成率
			数値目標	
犬	139 頭	149 頭	二	二
猫	0 頭	2 頭	二	二
計	139 頭	151 頭	300 頭以上	50.3%

#### (4) 犬及び猫の譲渡頭数

犬及び猫の譲渡頭数は、令和元年度には2,124頭へ大幅に増加しています。これは新たな飼い主を探す活動を行っている民間団体・個人ボランティア等との協力により譲渡頭数が増加したためです。引き続き、収容した犬猫の譲渡を推進するとともに、譲渡にご協力いただく民間団体・個人ボランティア等の負担が軽減するよう、今後、さらに収容頭数を削減し、返還頭数を増加させる必要があります。

年度	平成25年度	令和元年度	平成35(令和5)年度	達成率
			数値目標	
犬	827頭	1,184頭	900頭以上	131.6%
猫	332頭	940頭	300頭以上	313.3%
計	1,159頭	2,124頭	1,200頭以上	177.0%

#### (5) 犬及び猫の殺処分頭数

犬の殺処分頭数は、令和元年度には144頭、猫の殺処分頭数は、424頭へ減少しています。

なお、犬及び猫の殺処分頭数については、平成30年度から環境省動物愛護管理事務提要において、3つの区分（①治癒する見込みのない病気等、譲渡することが適切でない、②①以外の殺処分、③収容中の死亡）に分類して計上されることになり、区分②については、平成30年度は犬18頭、猫0頭、令和元年度は犬、猫とも0頭でした。

したがって、譲渡適性のある犬及び猫の殺処分頭数は、「ゼロ」となりました。

種類	環境省の殺処分分類	平成30年度	令和元年度
犬	① 譲渡することが適切でない	155	75
	<b>② ①以外の殺処分</b>	18	<b>0</b>
	③ 引取り後(収容中)の死亡	62	69
	合 計	235	144
猫	① 譲渡することが適切でない	11	75
	<b>② ①以外の殺処分</b>	0	<b>0</b>
	③ 引取り後(収容中)の死亡	200	349
	合 計	211	424
犬猫 合計	① 譲渡することが適切でない	166	150
	<b>② ①以外の殺処分</b>	18	<b>0</b>
	③ 引取り後(収容中)の死亡	262	418
	合 計	446	568

## 6 動物愛護管理推進目標の設定

茨城県の動物愛護管理推進目標を次のように設定します。

### 目標：犬及び猫の殺処分頭数「ゼロ」の維持

令和元年度に譲渡適性のある犬及び猫とともに殺処分頭数「ゼロ」を達成したことから、これを維持し、また、譲渡適性が低いと判断してやむを得ず行う殺処分の頭数や収容中の死亡頭数についても減少させることを目標とします。

#### 【殺処分頭数の数値目標】

##### (1) 譲渡適性があると判断できる犬及び猫の殺処分頭数「ゼロ」を維持

##### (2) 譲渡適性が低いと判断して行う犬及び猫の殺処分頭数の減少

令和元年6月に策定した「譲渡候補犬の選定に関するガイドライン」を踏まえ、著しい攻撃性のあるものや不治の病気に罹患している等の理由により、譲渡適性が低いと判断し、やむを得ず行う犬及び猫の殺処分の頭数削減を推進します。

《犬猫別》			
区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	75	60	40
猫	75	40	10
合計	150	100	50

##### (3) 収容中に死亡する犬及び猫の頭数の減少

重度の負傷、病気や、幼弱な犬及び猫が収容中に死亡する頭数を減らします。

《犬猫別》			
区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	69	60	50
猫	349	190	100
合計	418	250	150

## 【殺処分頭数を減らすための数値目標】

### (1) 犬及び猫の引取頭数の削減

犬及び猫の引取頭数については、県、市町村、動物の飼い主等の関係者が一体となって削減を推進します。

《犬猫別》			
区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	204	120	40
猫	1,338	780	260
合計	1,542	900	300

### (2) 犬の捕獲頭数の削減

犬の捕獲、抑留頭数については、県、市町村、動物の飼い主等の関係者が一体となって削減を推進します。

《犬猫別》			
区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	1,217	720	240

### (3) 犬及び猫の返還割合の増加

動物指導センターでの公表情報を活用し、また、市町村や関係機関等と情報共有し、所有者不明として収容した成犬及び成猫の飼い主への返還割合の増加を推進します。

《犬猫別》			
区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	19.1	30.0	40.0
猫	1.4	5.0	10.0
合計	16.3	25.0	30.0

返還頭数／子犬・子猫を除く、所有者不明引取頭数+捕獲頭数

### (4) 犬及び猫の譲渡推進

収容した犬及び猫の生存機会を増やし、適正に終生飼養されることを目的として、新たな飼い主を探す活動を行っている民間団体、個人ボランティア等と連携し、譲渡適性が低いと判断し、やむを得ず殺処分に至ったもの、収容中の死亡及び飼い主への返還を除いたすべての犬及び猫について譲渡を進める。

## II 各 論

### 1 殺処分「ゼロ」に向けた取り組み

#### (1) 適正な犬・猫引取業務の推進

##### 【現状と課題】

法第35条第1項では、所有者から犬又は猫の引取りを求められたときの行政による引取り措置が定められています。これは、犬や猫の安易な遺棄の横行、それによる野良犬や野良猫の増加、咬傷（咬みつき）事故など人への危害の発生を未然に抑止していく具体的な方策とされています。

ただし、法では飼い主に対して動物の終生飼養に努めるよう求めており、犬猫等販売業を営む者、繰り返し引取りを求める者、不妊去勢手術の指示に従わない者、当該動物の老齢又は疾病を理由とした安易な引取りを求める者、譲渡先を探さない者などの求めは拒否できることが規定されています。

また、法第35条第3項では、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者などから求められた場合の行政による引取措置も定められています。この規定も「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合は拒否できる」とこととされています。

これまで本県では、法に基づく所有者からの引取りを、平成16年10月から有料化し、さらに平成27年度に手数料の引き上げを行いました。一方、平成21年度まで実施していた定時定点引取りは、引取依頼者の利便性を考慮したものでしたが、終生飼養等の飼い主の責務の徹底を強力に促す趣旨から廃止し、平成22年度からは、原則として、動物指導センターの「窓口」のみで対応することとしたところです。

今後、さらに犬及び猫の引取頭数を削減するためには、所有者からの引取拒否要件を適切に運用し、終生飼養の責務を徹底指導するとともに、所有者の判明しない犬又は猫の引取りについても、当該犬猫の置かれた状況などを十分に聴き取って、法の趣旨に則った引取りを行う必要があります。

##### 【推進方向と計画】

###### ① 県民や飼い主に対する終生飼養の啓発強化

###### ア 引取体制の見直し

- ・ 犬又は猫の引取窓口である動物指導センター（水戸市域においては水戸市動物愛護センター）において、飼い主への終生飼養の指導を徹底する。（継）
- ・ 個別の引取理由などを精査し、法に基づく拒否要件を適切に運用する。（継）
- ・ 所有者の判明しない猫の引取りを求められた場合の判断材料とするため、県内で取り組まれている地域猫活動やTNR活動に関する情報の積極的な収集を行う。（新）

###### イ 動物の終生飼養の啓発の強化

- ・ 動物の終生飼養に関する啓発を強化する。（継）
- ・ 引取りを依頼する飼い主へ引取られた犬猫が殺処分される実態を知らせる。（継）
- ・ 県警と連携した捨て犬・猫の防止の啓発を強化する。（継）

- ② 行政コストを勘案した手数料の飼い主負担による引取り制度の継続
  - ・ 法第35条第1項に基づく犬及び猫の有料引取りについて、制度の正しい理解を啓発する。（継）
  - ・ 法第35条第4項に基づいて新たな飼い主に譲渡するための取組に要する行政コストなどを勘案し、引取手数料の見直しを検討する。（新）
- ③ 市町村別の引取頭数削減目標の設定と削減に向けた普及啓発の推進
  - ・ 「総論」で設定した動物愛護推進目標を達成するため、令和元年度実績をベースに市町村別の引取頭数削減目標を別掲（表7～9）のとおり設定し、削減目標達成のための働きかけを行う。（継）

## （2）収容した犬猫の譲渡の推進

### 【現状と課題】

動物指導センターでは収容した犬猫の生存機会を拡大するため、民間団体、個人ボランティアや動物愛護推進員など多くの関係者の協力を得て、犬及び猫の譲渡事業を実施しており、こうした協力者を通じて、年間2,000頭程度を新たな飼い主へ譲渡しています。

また、前々回の法改正により、飼い主への返還と新たな飼い主への譲渡を進めることができ明記されたことから、譲渡手段等の多様化に取り組むことが必要です。

### 【推進方向と計画】

- ① 引取った犬及び猫の生存機会拡大のための譲渡推進
  - ・ 民間団体、個人ボランティアへの譲渡の拡大を図る。（継）
  - ・ 動物指導センターが、保護・収容した動物で、返還の申し出がなかった動物の譲渡を推進する。（継）
  - ・ 動物指導センターに収容された犬のうち、人への警戒等の問題行動を示す犬のトレーニングを行い、問題行動の是正及び譲渡適性の向上を図ることにより譲渡を推進する。（新）
- ② 譲渡犬・猫への不妊去勢手術の実施
  - ・ 動物指導センターが、一般県民に対して譲渡する成犬、成猫については、一定の条件のもと、不妊去勢手術を実施後譲渡する。（継）
  - ・ 動物指導センターに収容された犬猫を民間団体、個人ボランティアに譲渡する際、一定の条件のもと、希望により、動物指導センターにて不妊去勢手術を行う、若しくは、動物指導センターが譲渡した犬猫を民間団体、個人ボランティアが動物病院にて不妊去勢手術を行った際の費用の一部を助成する。（新）
- ③ 子猫の譲渡推進事業
  - ・ ミルクボランティア等の協力を得て、可能な限り幼齢な子猫を譲渡に適した日齢まで飼育することにより、譲渡の推進を図る。（新）
  - ・ 搬入作業に人員を配置しがたい登録ボランティア団体に対して、動物指導センター職員が子猫を搬送することにより、譲渡の推進を図る。（新）
  - ・ 県民への適切な猫の譲渡方法について、検討を進める。（新）

### (3) 猫の適正飼養等の推進

#### ○ 飼い猫の屋内飼養等の推進

##### 【現状と課題】

飼い猫を屋外で自由にさせる屋外飼養は、その猫が近隣の住宅等で糞尿をしたり、器物を傷付けたりなどの問題を引き起こすことがあり、動物指導センターへ多くの苦情相談が寄せられています。また、屋外飼養の猫は、交通事故に遭ったり、感染症に罹~~つたりする~~可能性もあります。

そのため、条例では、飼い猫を屋内で飼養することを飼い主の努力義務として規定しているところであり、県民へのさらなる周知が必要です。

##### 【推進方向と計画】

###### ① 飼い猫の所有者に対する「屋内飼養」の普及啓発の推進

- ・ 条例等の趣旨に基づき、飼い猫の所有者等に対し、疾病の感染防止、不慮の事故防止等、猫の健康と安全保持の観点から、猫の適正な飼養管理の3原則「屋内飼養」「不妊去勢の実施」「個体識別措置の実施」について普及啓発し推奨する。(継)
- ・ 市町村と協力して猫の苦情が多い地域での啓発を行う。(継)
- ・ 飼い猫の多頭飼養の届出制度を活用し、多頭飼養者へみだりに繁殖しないような飼養方法等についての助言、指導を行う。(継)

#### ○ 地域猫活動の支援

##### 【現状と課題】

動物指導センターに収容される猫の約9割は、飼い主不明の子猫です。特に子猫は野良猫が産んだ子猫が多く、野良猫への不妊去勢手術を実施することで収容される子猫の頭数を削減することができます。

また、野良猫による被害の相談も動物指導センターへ寄せられていますが、飼い主がないため飼養管理の指導等を行うことができません。

野良猫に関する問題解決のため、一部の地域では、野良猫を地域猫として飼養する取組が行われています。

※地域猫とは（「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」

平成22年2月（環境省）

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。その地域にあった方法で、飼養管理者を明確にし、飼養する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて大切に飼養管理し、これ以上数を増やす、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

## 【推進方向と計画】

### ① 地域猫活動の支援

- ・ 地域猫活動を行っている民間団体等を把握し、市町村とも協力して、団体支援を行う。 (継)
- ・ 一定の要件を満たす場合において地域猫活動を行う上での不妊去勢手術費用の支援及び技術的な支援を行う。 (新)

## 2 動物愛護の普及啓発

### (1) 県民への動物愛護意識の啓発

#### 【現状と課題】

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く県民が、終生飼養の責務、動物の虐待防止及び動物の適正な取扱いに関する正しい知識及び理解を持つことが重要となります。

茨城県は、法第4条に規定する動物愛護週間（9月20日～26日）に因み9月を動物愛護月間として拡大し、さらには独自に犬猫愛護週間を設定するなど、動物愛護啓発活動を強化してまいりました。

これらの期間中は、動物指導センターが実施機関となって、県獣医師会、日本愛玩動物協会、動物愛護推進員等の関係者の協力を得て、県民の動物愛護意識の向上のため、終生飼養や繁殖制限等の適正な飼養管理についての啓発に努めるとともに、広報媒体（ポスター、リーフレット、ラジオ広報、県広報誌等）や市町村広報を通じた啓発にも取り組んできました。

そのようななか、本県では、令和元年6月に制定した「譲渡候補犬の選定に関するガイドライン」を踏まえ、譲渡適性があると判断した犬及び猫について、令和元年度の殺処分頭数がゼロとなり、県総合計画の目標を達成したところです。

しかしながら、動物愛護意識の浸透程度を推し量る指標とも言える法第35条に基づく犬及び猫の引取りと条例第12条に基づく犬の捕獲頭数は全国的に見ても未だ高位にあり、全国集計の最新結果である平成30年度の犬猫合わせた収容頭数は、2,941頭（全国103,983頭）と、全国ワースト14位に位置するなど、飼い主の終生飼養責任が果たされていない状況にあります。

このため、本県の動物愛護管理行政の現状や殺処分の実態などを通じて、動物が命あるものであることを強く訴え、広く県民の間に動物を慈しむ愛護の気風を招来し、日常生活の中に動物愛護意識を定着させる必要があります。

#### 【推進方向と計画】

### ① 動物愛護の普及啓発を県民運動として展開

動物愛護の普及啓発の取り組みをさらに発展させるため、市町村や県獣医師会、動物愛護推進員、民間団体のほか動物取扱業者や動物関連の教育機関などの動物に関する全ての関係者との協力関係を強化する。

また、県民運動として動物愛護の普及啓発を展開するため、動物の飼い主のみならず、動物を飼っていない方やこれから動物を飼おうとする方など全ての県民を

巻き込みながら、動物愛護の普及啓発を図る。

- ア 市町村独自の動物愛護の取組に対する働きかけや支援の実施 (継)
- イ 市町村での地域イベントを通じて、動物を飼っていない方を含めた県民全般に向けた動物愛護の普及啓発活動の実施 (継)
- ウ 県獣医師会の各種イベントにおける動物愛護の普及啓発活動の実施 (継)
- エ 動物取扱業者に対し、動物取扱責任者講習会などを通じて、店頭への啓発資材配置など、これから動物を飼う方への動物愛護の普及啓発活動に対する協力の呼びかけ (継)
- オ 動物関連教育機関への出前講習などを通じて、将来動物関連の職業に就く可能性の高い動物関連教育機関の生徒に対する動物愛護管理行政への理解と動物愛護の普及啓発活動に対する協力の呼びかけ (継)
- カ 犬猫の殺処分頭数の減少につながる民間の取組を支援 (新)
- キ 動物愛護管理施策に関し、協働できる民間企業との連携 (新)

② 動物の適正な飼養管理の普及

ゼロ条例に基づき、犬又は猫の所有者及び占有者に対し、適切な飼養及び保管についての知識の普及啓発に努める。

- ア 家庭動物の適正な飼養管理の知識の普及
  - ・犬及び猫に代表される家庭動物の適正な飼養管理についての知識を普及し、「責任ある飼い主」を育成するとともに、終生飼養の徹底、動物の虐待や遺棄を許さない社会環境をつくる。
  - ・適正飼養について、迅速かつ的確に動物の所有者等に指導する「適正飼育指導員」を収容頭数の多い地域に配置する等、体制整備に努める。 (新)
- イ 動物の終生飼養、犬及び猫の繁殖制限措置の啓発
  - ・市町村広報を積極的に活用する。 (継)
  - ・動物愛護推進員活動を促進する。 (継)

③ 啓発活動の充実

- ア 動物愛護の普及啓発に関する市町村の取組の強化
  - ・市町村の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化を図る。 (継)
  - ・動物愛護推進員活動に対する市町村支援を促進する。 (継)
- イ 動物愛護週間、茨城県動物愛護月間及び茨城県犬猫愛護週間事業における啓発活動の強化
  - ・啓発手段の多様化を図る。 (継)
- ウ 動物愛護関係情報の提供機能の強化
  - ・動物指導センターホームページの発信内容を充実する。 (継)  
<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/doshise/index.html>
  - ・SNS等を活用した、迅速な情報発信を図る。 (新)
- エ 動物指導センター施設見学会の実施
  - 小中学生とその保護者等を対象とした親子見学会や一般向けの見学会を実施し、本県の動物愛護管理行政の現状を広く知ってもらう。 (新継)
- オ 動物ふれあい教室及びいのちの教室の実施

小中学校等に動物指導センターの職員等が講師として出向き、動物とのふれあいなどを通じて、本県の動物愛護管理行政の現状や命の大切さなど動物愛護教育を推進する。（継）

#### カ 動物愛護出前講座の実施

本県の動物愛護管理行政の現状や動物指導センターの業務を広く知つてもらうために、各地域で実施する講演会や対話集会等へ講師として積極的に参加する。（継）

## （2）飼い主への適正飼養の普及啓発

### 【現状と課題】

法では、動物の所有者の責務として、逸走の防止、終生飼養、繁殖制限及び所有明示が規定されています。これらの責務規定を県民一人ひとりが遵守しなければなりません。

さらに、県は、条例で「動物の愛護と管理」について細部を定めています。その条例第4条では、動物の生態や習性・生理を理解し愛護するとともに、動物が人の生命、身体・財産に危害を加えたり生活環境を害したりすることがないよう飼養管理し、その動物を終生飼養することなどを「動物の所有者の責任」として明示しています。また、犬については市町村と連携し、狂犬病予防法に基づく登録・予防注射の促進を図るとともに、条例に定められているけい留義務の徹底と健康状態に応じた適度な運動の実施など、飼い犬の所有者の遵守事項について啓発を行ってきました。

しかし、県や市町村へは、放し飼いや糞尿の放置、鳴き声・臭気など不適切な動物の飼養による苦情、飼養中途での動物の放棄や遺棄に関する苦情、飼養能力を超えた多頭飼養についての苦情、飼い主の判明しない中途半端な飼養に対する苦情等、様々な苦情が多数寄せられています。また、平成26年度以降、犬による咬傷事故の届出件数が増加に転じており、その主な原因は犬の放し飼い（逸走中）によるものです。県では、平成30年に条例を改正し、犬の放し飼いに関する罰則を強化しました。

近隣への迷惑行為を未然に防止し、「人と動物の共生する社会」づくりを進めるため、さらに、動物の適正な飼養管理について普及啓発を推進していく必要があります。

### 【推進方向と計画】

#### ① 動物の適正飼養の普及啓発

##### ア 動物の習性や生理に応じた適正な飼養管理の普及啓発の推進

- ・ 法、条例に基づく「逸走防止」、「終生飼養」、「繁殖制限」、「動物の所有者又は占有者の責務等」、「飼い犬の所有者の遵守事項」及び「猫の所有者の遵守事項」の普及啓発に努める。（継）
- ・ 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発に努める。（継）
- ・ 適正飼養について、迅速かつ的確に動物の所有者等に指導する「適正飼育指導員」を収容頭数の多い地域に配置する等、体制整備に努める。（新）
- ・ ホームページやSNS等各種メディアを活用した普及啓発に努める。（新）

##### イ マイクロチップ等による所有明示の促進

- ・ 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の趣旨に基づき、家庭動物等の所有者

等に対し、所有する家庭動物等への名札、マイクロチップの装着等の所有明示措置を促進し、動物の所有者責任の一環として徹底させる。特に、犬猫については、所有者不明として動物指導センターに収容されることのないように努める。（継）

- ・マイクロチップの装着を一層促進するため、動物愛護月間などのイベント等における飼い主への普及啓発の強化や、県獣医師会の協力を得て、県が譲渡する犬猫にマイクロチップを装着する。（継）

#### ウ 適正な飼養数と不妊去勢手術等による繁殖制限に関する啓発の強化

- ・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の趣旨に基づき、家庭動物の所有者等に対し、適正な飼養頭数と繁殖制限に関する啓発を強化する。（継）

#### エ 犬又は猫の不妊去勢手術助成制度の拡大の促進

- ・県内各市町村や獣医師会が実施している犬又は猫の不妊去勢手術助成制度の拡大を促進するため、不妊去勢手術等の繁殖制限措置の有用性について普及啓発を強化する。（継）

#### オ 多頭飼養崩壊防止に向けた多頭飼養者への適正な飼養管理の普及啓発の推進

- ・多頭飼養の届出制度を活用し、多頭飼養者への定期的な立入調査を実施して、みだりに繁殖しないような飼養方法等についての助言、指導を行う。（継）
- ・多頭飼養に関する問題の解決にあたっては、状況に応じて、県及び市町村の福祉担当課等の関係部署、関係団体等との連携を図る。（新）

#### カ 動物由来感染症等に関する正しい知識の普及啓発

- ・市町村や獣医師会と協力し、狂犬病に関する正しい知識を普及啓発して、狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射の徹底を図る。（継）
- ・動物由来感染症や新型コロナウイルス感染症等の新興感染症に関する正しい知識をホームページやSNS等各種メディアを活用して発信し、普及啓発を図る。（継）
- ・ペットショップなど動物取扱業者を通じた県民への啓発に努める。（継）

### 3 動物愛護を担うひとづくり

#### （1）動物愛護推進員の育成

##### 【現状と課題】

茨城県は平成13年12月、全国に先駆けて、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有するボランティアを法第38条に基づく「動物愛護推進員」として委嘱しました。

動物愛護推進員は、地域での日常生活を通じて、動物の愛護と適正な飼養管理の重要性についての啓発活動や繁殖制限措置に関する助言等、法に掲げる活動に従事していただいています。

動物愛護を県民運動としてさらに高揚発展させるうえでも、動物愛護推進員活動は極めて重要な役割を果たすことになります。このため、さらなる資質の向上と均質化、動物愛護推進員相互や行政・関係団体との連携強化、地域でのバランスがとれた人員配置、各種活動の支援体制の構築などを推進する必要があります。

また、専門知識や経験に応じ、家庭動物、学校飼育動物、その他の動物等、対象分野別の役割機能の分担化も求められています。

この他、動物愛護に係わる多くの関係者に、知識習得のための不断の研鑽が求められています。

### 【推進方向と計画】

#### ① 動物愛護推進員活動の強化

##### ア 資質向上と連携強化の促進

- ・ 動物愛護推進員実務研修会を開催する。（継）
    - 全体研修：動物指導センターが開催する研修会（年1回）
    - 個別会議：活動を行うにあたり必要に応じて実施する会議（適宜）
  - ・ 得意分野を考慮した部会を設置し、動物指導センターが実施するふれあい教室、いのちの教室、しつけ方教室や出前講座等へ協力をしてもらう。（継）
  - ・ 動物愛護出前講座への協力（継）
- イ 地域活動に対する支援
- ・ 活動に必要な知識の習得を目的に、研修会を開催する。（継）
  - ・ 活動の活性化を図るため、動物愛護推進員相互の協力、連携体制を整備する。（継）
  - ・ 市町村が行う動物の管理・愛護活動において、市町村との連携を促進するため、動物愛護推進員の活動等に関する情報を市町村に提供する。（継）
  - ・ 地区別に市町村、動物愛護推進員等との意見交換会の開催を促進し、会への職員の派遣などを通じて支援する。（継）
  - ・ 動物愛護推進員の中から「災害時動物愛護ボランティアリーダー」の育成を行う。（新）
  - ・ 「動物愛護推進員制度」を広く県民に周知し、活動しやすい環境整備に努める。（継）
- ウ 新たな動物愛護推進員の養成及び確保
- ・ 動物愛護推進員養成講習会を開催する。（継）
  - ・ 委嘱期間内であっても、意欲ある人材を確保するため、追加委嘱を行う。（継）

## （2）民間団体の育成と強化

### 【現状と課題】

県内には、犬及び猫の譲渡事業や適正な飼養管理の啓発活動を行う民間団体、個人ボランティアやそのグループが多数存在していますが、県下全域を活動区域とした法人格のある団体はわずかです。

また、法第39条では、動物愛護推進員の委嘱の推進と活動に対する支援等を進めため、委嘱主体となる県、推薦母体となり得る動物愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体、市町村等によって構成される「協議会」を組織することができる旨を規定しており、本県では平成16年7月から設置しています。

これまで、動物愛護活動を行う民間団体、個人ボランティアやそのグループの公益的な活動は、動物愛護管理行政を推進するうえで極めて重要な役割を果たしてきました。このことから、本県では、ゼロ条例を制定し、こうした活動をさらに促進するため、犬又は猫の殺処分頭数の減少に資する活動を行う人材や団体の育成に努めること

を県の責務として明記しました。

## 【推進方向と計画】

### ① 民間団体活動の支援

- ア 動物愛護を目的とする民間団体等との連携促進と活動の支援
- ・ 民間団体等との連携促進と公益活動推進のための協議の場を設置する。 (継)
  - ・ 団体の活動拠点の確保について、関係情報の提供等、必要な支援を行う。 (継)
  - ・ 県と連携して適正に動物の譲渡に取り組むことができる団体の登録を進める。  
(継)
- イ 犬猫の殺処分頭数の減少につながる民間の取組を支援する。 (新)

## (3) 動物取扱業の適正化

### 【現状と課題】

令和元年6月の法改正により、動物取扱業の規制が強化され、適正化が図られているところです。動物取扱業のうち、動物の販売または譲渡しにあたっては、犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等に加え、その他哺乳類、爬虫類、鳥類についても動物種ごとの帳簿への記録が必要になりました。

また、第一種動物取扱業の登録要件の1つである動物取扱責任者の要件の厳格化や事業所以外での対面販売の禁止（業者間取引を除く）、仔犬仔猫の販売日齢の引き上げのほか、今後は、飼養施設等の規模などの具体的な基準が環境省から示されることとなっております。

なお、動物取扱業者は、飼い主との接点となっていることから、動物愛護普及啓発のためにも重要な役割を担っています。

## 【推進方向と計画】

### ① 動物取扱業の適正化のための指導の実施

- ・ 動物取扱業監視指導計画を策定する。 (継)
- ・ 犬猫等販売業者の適正化のため、犬猫等健康安全計画の遵守、販売に際しての情報提供や個体ごとの帳簿の備付けの徹底を図る。 (継)
- ・ 動物販売業者に対して、販売に際しての情報提供や動物種ごとの帳簿の備付けの徹底を図る。 (新)
- ・ 第一種動物取扱業者の適正化のため、法の基準の周知徹底を図る。 (継)
- ・ 第二種動物取扱業者からの届出の徹底を図り、法の基準の周知を図る。 (継)

### ② 動物取扱業者の能力向上のための研修等の実施

- ・ 動物取扱責任者講習会の受講を徹底する。 (継)

### ③ 動物取扱業者からの販売時等における動物愛護の普及啓発の推進

- ・ 終生飼養の責務、みだりに繁殖することを防止するための不妊去勢手術の徹底、マイクロチップの装着等による所有明示措置などの適正な飼養管理の推進について、動物取扱業者から飼い主に対して、販売時等に適切な説明を実施するよう指導する。 (新)

## (4) 特定動物飼養の適正化

### 【現状と課題】

令和元年6月の法改正により、特定動物と非特定動物との第一代交雑種や異種間の特定動物の交雑種についても特定動物として扱うこととなりました。

特定動物は、万が一、逸走した場合、人への危害の可能性が高く、重大な事故につながりかねません。

また、特定動物の飼養者に対し、逸走時の知事への通報や捕獲器具を備える義務を条例に規定しており、その周知が必要です。

なお、現在は、動物園に類する展示業者や試験研究機関等以外の販売業者や愛玩目的で飼養または保管しようとする者に対しては、新たな許可は認めておりません。

### 【推進方向と計画】

#### ① 特定動物飼養の適正化のための普及啓発

- ・ 特定動物飼養者に対して、関連法令等のほか、逸走時の知事への通報や捕獲器具を備える義務とあわせて、個体識別等の実施について周知徹底を図る。 (継)
- ・ 愛玩目的の新たな飼養または保管の許可は認められないことをホームページなどで周知する。 (新)

#### ② 特定動物の逸走の通報があった場合の対応

- ・ 特定動物逸走時対応マニュアルについて関係部署間での情報共有を図る。 (継)

#### ③ 特定動物飼養場所への立入調査

- ・ 特定動物の飼養場所への定期的な立入調査を実施する。 (継)
- ・ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけではなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導する。 (新)

## (5) 市町村との連携

### 【現状と課題】

これまで、市町村においては、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射に関する事務を所管し、一部の市町村では、ふん便防止条例や犬猫の不妊去勢手術の助成金制度、動物愛護管理条例の制定、協議会の設置等に取り組んできました。

一方、それらの事務、事業を担当する職員は、獣医師等の専門職ではありませんが、動物の飼養等に関する相談について、動物指導センターではなく、住民により身近な市町村へ寄せられることも多く、令和元年度の法改正では、指定都市及び中核市以外の市町村にも動物愛護管理担当職員をおくよう努めることとされたところです。

県における動物愛護管理の推進のためには、市町村との連携が不可欠であり、担当職員が動物愛護及び管理に関する知識を深め、能力向上を図る必要があります。

### 【推進方向と計画】

#### ① 行政担当者の能力向上のための研修の実施

- ・ 県及び市町村行政担当者研修会を開催し、関係法令の解説や他自治体の動物愛護

管理事業に関する取組事例の紹介等により能力向上を図る。 (継)

② 市町村の取組への支援

- ・動物愛護管理条例の制定、協議会等の設立、譲渡会開催等に対する技術的な支援を行う。特に協議会の設立については、地域の状況を踏まえ、具体的な設置方法を助言し、すべての市町村での設置を目指す。 (継)

③ 市町村における不適正飼養等の問題解決に向けた連携体制の構築

- ・逸走犬の通報や、多頭飼養崩壊等に起因する騒音や悪臭、衛生害虫の発生の相談等、地域住民から迅速な対処が求められる不適正飼養等について、解決が容易でない事例があることから、各市町村において様々な担当部署や関係団体と連携できるよう支援するとともに、指導しやすい体制整備に向け、周辺の生活環境の保全に係る措置を規定している法第25条等、根拠となる条項を市町村に権限委譲する等検討する。 (新)

④ 中核市との動物愛護管理業務を含めた連携強化

- ・中核市においては、県とともに動物愛護管理行政を担う立場であることから、より積極的な情報共有等を図る。 (新)

## 4 災害時の対応

### 【現状と課題】

近年の自然災害発生時に備え、本県では、条例において、飼い主に対し災害時の備えに関する努力義務を規定するとともに、平常時からしつけ、食料等の備蓄や健康管理についても事前の準備を行うよう規定しております。

また、平成24年3月に茨城県地域防災計画に愛玩動物の保護対策を盛り込むとともに、平成25年1月に「茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン」及び「災害時における愛玩動物救護マニュアル」を策定し、災害時のペットとの同行避難を定め、避難所を設置・運営する市町村に対して、地域防災計画への反映を求めており、一部の市については県・市総合防災訓練において、ペット同行避難訓練を実施しているところです。

さらに、令和元年度には、茨城県動物愛護推進員設置要項において災害時に設置される一時収容施設で被災動物の飼養管理などに当たるボランティアの指導等を担う「災害時動物愛護ボランティアリーダー」を活動内容として位置付けました。

今後、円滑な避難や救護のために、飼い主の平時の備えについてさらなる周知を図り、避難所における愛玩動物の一時収容施設の設置促進や当該施設における飼養管理等、被災した飼い主への支援について、広域的に協力体制を整備していく必要があります。

### 【推進方向と計画】

① 災害等緊急時に備えた平時の対策

- ・家庭動物の所有者等にあっては、条例の規定に基づき、災害に際して「しつけ」、「ワクチン接種」などの必要な準備を行うよう啓発を行う。(継)
- ・避難所に連れてこられた動物や、住民が避難した後に取り残された動物の保護活動が適切に行われるよう「茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン」及び「災害時における愛玩動物救護マニュアル」の周知を図っていく。(継)
- ・災害時に、ペットの一時預かりやペット連れ被災者に対する避難所等での対応が適切に行われるよう、市町村と連携しながら、同行避難が可能な避難所等の整備を含め、必

### 必要な体制整備を推進する。（新）

- ・ 飼い主不明の被災動物を、新たな飼い主等に引き継ぐことができるよう、平時から市民団体や動物愛護推進員とのネットワークの構築を進めて行く。（継）
- ・ 防災訓練時にペット同行避難訓練を実施する。（継）
- ・ 市町村、動物愛護推進員、関係団体等を対象とした研修会を開催する。（継）
- ・ 特定動物、特定犬にあっては、災害発生時に動物の逸走を防止するため施設の保守点検の徹底や預け先の確保等を指導する。（継）
- ・ 動物取扱業者にあっては、災害の発生に備え、飼養・保管している動物の避難場所の確保や対応マニュアルなどを自主的に作成しておくよう指導する。（継）
- ・ 実験動物取扱施設にあっては、災害の発生時に、病原体に感染した動物等の逸走を防止するため、「逸走防止計画」の自主的な作成の実施を啓発する。（継）
- ・ その他、学校飼育動物や産業動物などについて災害時の対策について検討するように関係機関への働きかけを行う。（継）

### ② 災害等緊急時の動物救護体制の整備

- ・ 災害等の緊急事態が発生した場合、県は、被害の程度や災害の規模等を勘案の上、県及び県獣医師会、関係団体で構成する「県被災動物救済本部」を設置し、組織的、かつ体系的な動物の救援に取り組む。（継）
- ・ 動物愛護推進員へ「災害時における愛玩動物救護マニュアル」の周知を図り、災害時の避難所等での動物救護活動支援体制の整備を図る。（継）

## 5 学校教育との連携

### 【現状と課題】

県は、平成元年度から県獣医師会の協力を得て、小学校で飼育している小動物の健診や正しい飼い方の指導を行う「動物ふれあい教室」を開催し、動物とのふれあいを通じて、命の尊さや大切さに関する児童への情操教育に寄与するとともに、動物由来感染症の予防についても啓発を行なってきました。また、学校飼育動物の飼育指導を担当する小学校教諭を対象に、動物の習性に応じた正しい飼い方等に関する研修会を開催するなど、学校教育との連携を図り児童への動物愛護教育を推進してきました。この他、動物愛護の観点から学校飼育動物の飼育管理や取扱いを模範的に行っている小学校を「動物愛護実践校」として表彰しています。

一方、学校側では、飼育動物のけがや病気の際の措置対応や飼育動物の繁殖への対処、さらには季節の変化に応じた飼育の仕方など、その対処について日常的に不安を抱いている状況にもあります。飼育動物のけがや病気、不適切な繁殖や飼育管理などが放置されることは動物虐待にもつながりかねず、児童への情操涵養に逆効果を及ぼす結果となることも危惧されます。

こうした状況に備え、飼育動物の保健衛生対策や適切な飼育管理対策について、学校がいつでも相談できるいわゆる「学校獣医師」の存在が望まれるところです。動物とのふれあいや適正な飼育体験が、次代を担う子どもたちの心を育み、愛護の気風や生命尊重など情操の涵養に大きく寄与していることは言うまでもありません。

## 【推進方向と計画】

### ① 動物愛護教育の推進

- ・「動物ふれあい教室」を発展させ、動物愛護推進員等の協力による幼児・児童への動物愛護教育を推進する。（継）
- ・中学校において「いのちの教室」を開催する。（継）
- ・動物愛護推進員の得意分野を考慮した部会を設置し、動物指導センターが実施するふれあい教室、いのちの教室、しつけ方教室や出前講座等へ協力をしてもらう。（再掲）
- ・教育庁が実施する学校飼育動物担当者への「動物飼育研修会」等への協力をを行い、動物愛護管理法及び関連法令の周知を図る。（継）

### ② 学校飼育動物の飼育支援体制の構築と飼育の適正化の推進

- ・獣医師や動物愛護推進員などのボランティアを結集し、学校飼育動物の適正な飼育を地域で支援できる体制の構築を図る。（継）

## 6 その他の取り組み

### （1）動物愛護推進拠点のあり方と連携

#### 【現状と課題】

県は、狂犬病予防法に基づく業務に加えて旧動物保護管理法（昭和48年制定）及びに同法に基づく条例（昭和54年制定）を所管する機関として、昭和54年、笠間市に全国4番目の動物保護管理施設として動物指導センターを設置しました。開設当初は、引取り収容した犬及び猫の殺処分を担う管理施設としての役割が大きかったのですが、昭和57年からは動物愛護週間にちなんで動物愛護フェスティバルなどの啓発事業の展開や犬猫の譲渡事業の拡充等、時代の流れとともに動物愛護を担う施設へと変化しているところです。

この間、平成12年には法律の名称が「愛護」に改正され、また、令和2年6月に施行された改正法では、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する施設（動物指導センター）の位置付けが明確化されるなど、従来にも増して県における動物愛護へのなお一層の取り組みが求められることとなりました。

一方、県内には、日立市かみね動物園やアクアワールド大洗があり、これらの施設は、ふだん目につくことのない野生動物や水生生物の生態、その生息する自然環境などについて観察体験し、幅広い年齢層が楽しむことができる動物展示施設としての役割を担っています。また、各施設では、野生動物について来場者に关心と理解を深めていただくとともに、動物愛護の啓発にも間接的に寄与しています。

動物指導センター開設当時は、公衆衛生の向上増進を目的としておりましたが、40年が経過した現在では、人と動物のふれあいを求めた動物行政へと変化しており、設置当初から現存する施設は、今日の県民ニーズに十分に対応できているとは言い難い状況にあります。犬猫殺処分ゼロに向けた総合的かつ中長期的対策を検討するため、平成30年度に設置した「茨城県動物愛護管理施策のあり方検討委員会」の提言においても、「人と動物の共生する地域社会の実現を目指し動物愛護を具現化するためには、動物愛護に特化し、教育機関としての機能も持った新たな拠点となる施設が将来的に必要であると考えるが、犬猫の収容頭数が年間3千頭を超えている現時点においては、まずは動物指導センターへの収容頭数を減らすことを最優先に考え、ある程度収容頭数が減少することを見越して、新た

な施設の規模や設置場所、衛生や共生に配慮した運営内容等について時間をかけて検討するべきものと考える。」とされているところです。

このような状況を踏まえ、引き続き、動物愛護管理行政に係る地方公共団体の役割分担を踏まえた将来構想とあわせ、既存の動物園などの動物飼育施設やアニマルセラピーを必要とする福祉施設などとの有機的な連携体制の構築などと絡めて、「動物愛護推進機能のあり方と連携」について十分な検討を進めていく必要があります。

## 【推進方向と計画】

- ① 県の動物愛護推進拠点の整備
  - ・ 新たな愛護の拠点となる施設の整備について、検討を重ねていく。（継）
- ② 動物愛護推進機能のあり方と連携の検討
  - ・ 動物愛護推進協議会等において、動物愛護推進機能のあり方等を検討する。（継）
  - ・ 動物園との連携、福祉施設との連携など、効率的・効果的な推進機能のあり方を多角的に検討する。（継）

## （2）調査研究の推進

### 【現状と課題】

動物の愛護及び管理に関する施策について、多くの県民が共感し、自主的な参加を幅広く促すためには、科学的な知見に基づいて展開することも重要となります。

しかし、動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたることから、その知見等を体系的に整理する等、調査研究を推進する必要があります。

## 【推進方向と計画】

- ① 動物の愛護及び管理に関する情報収集と調査研究等
  - ・ 県や獣医師会等の関係機関において実施している調査研究事業について、情報収集を行い、体系的に整理をして情報提供に努める。（新）
- ② 動物由来感染症の情報収集と調査研究等
  - ・ 国をはじめとする関係機関と緊密に連携し、動物由来感染症に関する情報収集と提供に努める。（継）

## （3）遺棄や虐待事例等における警察との連携

### 【現状と課題】

近年、動物虐待等に係る違反容疑の摘発件数が増加しており、依然として悪質な動物の虐待等に関する事件が後を絶たないこと等から、令和元年の法改正により、動物の殺傷、虐待及び遺棄に関する罰則について大幅に強化されました。

また、虐待等の摘発は、県や警察への通報等を契機とするものが多く、法改正により獣医師による通報が義務化されたことから、今後、このような遺棄や虐待事例等の探知や協力体制について、警察とのさらなる連携強化が必要です。

## 【推進方向と計画】

### ① 警察との連携強化

- ・動物の遺棄や虐待、逸走について、発見者が通報する窓口の常時確保等のため、警察との連絡体制を構築する。（新）
- ・事案の内容に応じた情報共有を図るよう、警察との連携強化のための会議等を行う。（継）

## （4）実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発

### 【現状と課題】

実験動物の取り扱いに関しては、環境省が「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年4月環境省告示第88号）を定め、平成25年にその基準の内容を改正し、遵守状況の点検、その結果の公表及び可能な限り外部機関等による検証の実施について位置づけています。動物が命あるものであることを踏まえ、その科学上の利用の目的を達することができる範囲において、適切な措置等を講じることが課題となっています。

## 【推進方向と計画】

### ① 適正な取扱いに係る普及啓発の実施

- ・関係機関等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係者に対し、基準の周知に努めるとともに、「3Rの原則」を普及啓発していく。（継）  
「3Rの原則」 代替法の活用：Replacement  
使用数の削減：Reduction  
苦痛の軽減：Refinement

## （5）産業動物の適正な取扱いに係る普及啓発

### 【現状と課題】

産業動物の適切な取扱いは、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年10月9日総理府告示第22号）が示されていることから、畜産業者等が、飼養する動物の特性等を正しく理解し、愛護の精神をもって適正に飼養することが必要とされています。

## 【推進方向と計画】

### ① 畜産業者等に対する普及啓発

- ・府内の関係課と連携を図り、畜産業者等に対して「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を踏まえ、動物の生理、生態、習性等を正しく理解し、愛情をもって飼養することや、日常の衛生管理の励行等、アニマルウェルフェアの考え方について、普及啓発に努めていく。（継）

# 資 料 集

表1 茨城県の殺処分頭数等の推移(平成2年度から令和元年度)

年度	犬猫合計			犬				猫			
	殺処分頭数	収容頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取頭数	捕獲頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分 頭数 <small>子猫殺処分頭数※1</small>	引取頭数	譲渡頭数
平成2年度	27,512	31,314	223	18,611	14,453	7,920	80	223	8,901	8,941	0
平成3年度	27,210	30,242	221	17,782	13,901	6,936	73	219	9,428	9,405	2
平成4年度	25,776	28,733	297	16,565	13,101	6,422	68	297	9,211	9,210	0
平成5年度	24,688	27,489	236	15,590	11,812	6,580	86	236	9,098	9,097	0
平成6年度	24,488	26,520	140	16,055	11,513	6,616	101	139	8,433	8,391	1
平成7年度	24,540	26,068	231	16,666	10,884	7,361	57	231	7,874	7,823	0
平成8年度	24,023	24,692	192	16,391	10,858	6,231	27	192	7,632	7,603	0
平成9年度	23,151	24,065	226	15,293	10,105	6,107	50	224	7,858	7,853	2
平成10年度	23,312	24,140	210	14,618	9,845	5,644	57	210	8,694	8,651	0
平成11年度	21,331	22,086	163	13,116	8,942	4,934	64	163	8,215	8,210	0
平成12年度	21,436	21,624	183	12,904	8,208	4,910	49	182	8,532	8,506	1
平成13年度	20,839	21,338	448	11,643	7,395	4,773	55	441	9,196	9,170	7
平成14年度	18,399	18,771	437	10,713	6,955	4,187	45	423	7,686	7,629	14
平成15年度	16,853	17,420	502	9,868	5,642	4,817	80	398	6,985	6,961	104
平成16年度	14,116	14,344	117	8,836	4,371	4,681	111	105	5,280	5,292	12
平成17年度	12,460	12,740	186	7,880	3,305	4,853	93	185	4,580	4,582	1
平成18年度	11,741	12,306	270	7,249	3,064	4,664	74	256	4,492	4,578	14
平成19年度	9,717	10,498	526	6,189	2,314	4,519	74	475	3,528	3,665	51
平成20年度	9,028	10,226	1,000	5,467	2,083	4,296	62	788	3,561	3,847	212
平成21年度	7,391	8,479	991	4,108	1,414	3,544	129	749	3,283	3,521	242
平成22年度	6,565	7,638	984	3,589	1,426	2,944	153	696	2,976	2,406	328
平成23年度	6,126	7,268	1,056	3,334	1,601	2,669	172	846	2,792	2,402	210
平成24年度	6,374	7,391	961	3,177	1,399	2,494	174	665	3,197	2,744	349
平成25年度	4,931	6,153	1,159	2,158	934	2,181	139	827	2,773	2,513	332
平成26年度	3,969	5,251	1,107	1,751	558	2,048	146	704	2,218	2,062	403
平成27年度	3,612	4,910	1,106	1,279	375	1,851	110	757	2,333	2,139	2,684
平成28年度	2,291	3,900	1,496	612	239	1,389	152	899	1,679	1,619	597
平成29年度	713	3,083	2,109	338	116	1,209	122	828	375	338	1,281
平成30年度	446	2,941	2,269	235	127	1,299	128	985	211	159	1,515
令和元年度	568	2,759	2,124	144	204	1,217	149	1,184	424	372	940

※1 子猫の殺処分頭数は猫殺処分頭数の再掲で平成22年度以降集計を行っています※2 環境省動物愛護管理行政事務提要に基づく殺処分区の合計値

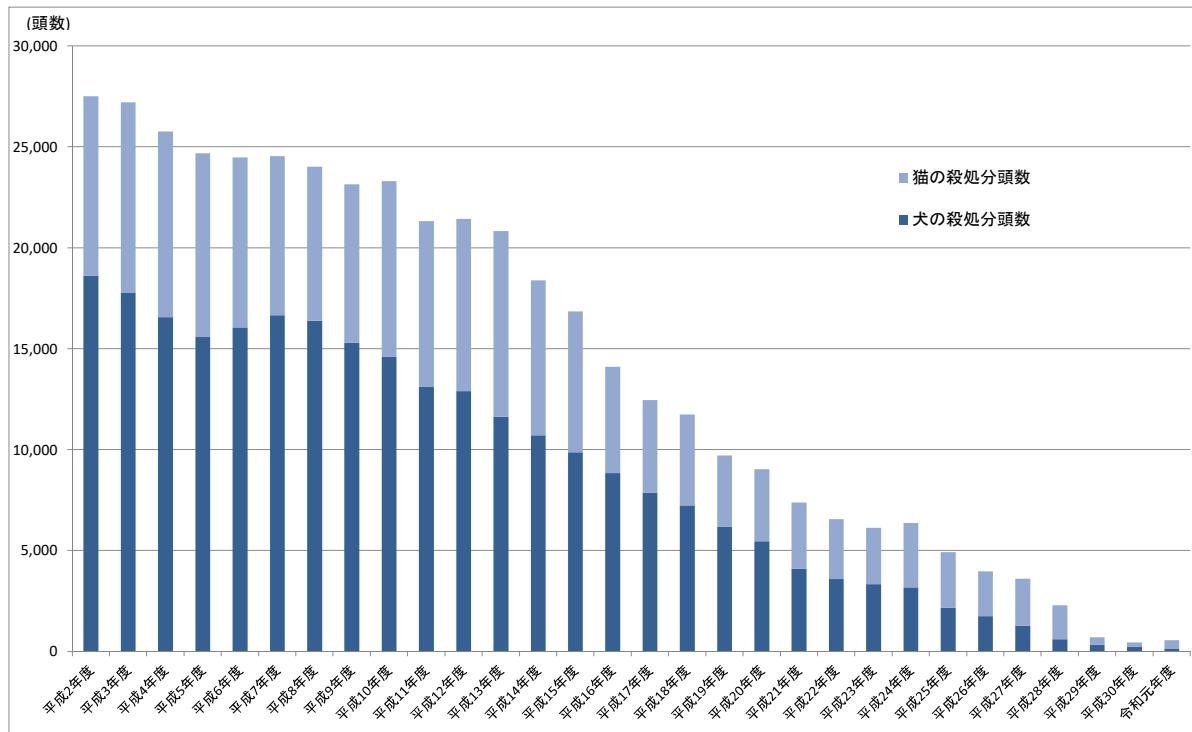


表2 環境省動物愛護管理事務提要における殺処分分類(平成30年度から令和元年度)

動物種		区分	令和元年度	平成30年度
犬	成犬	① 譲渡することが適切でない ※ (治癒する見込みがない病気や攻撃性がある等)	75	155
		② ①以外の殺処分	0	18
		③ 収容中の死亡	57	48
	小計		132	221
	子犬	① 譲渡することが適切でない (治癒する見込みがない病気や攻撃性がある等)	0	0
		② ①以外の殺処分	0	0
		③ 収容中の死亡	12	14
	小計		12	14
	合計		144	235
猫	成猫	① 譲渡することが適切でない (治癒する見込みがない病気や攻撃性がある等)	8	4
		② ①以外の殺処分	0	0
		③ 収容中の死亡	44	48
	小計		52	52
	子猫	① 譲渡することが適切でない (治癒する見込みがない病気や攻撃性がある等)	67	7
		② ①以外の殺処分	0	0
		③ 収容中の死亡	305	152
	小計		372	159
	合計		424	211
犬猫合計	犬	① 譲渡することが適切でない (治癒する見込みがない病気や攻撃性がある等)	75	155
		② ①以外の殺処分	0	18
		③ 収容中の死亡	69	62
	小計		144	235
	猫	① 譲渡することが適切でない (治癒する見込みがない病気や攻撃性がある等)	75	11
		② ①以外の殺処分	0	0
		③ 収容中の死亡	349	200
	小計		424	211
	合計		568	446

※ 令和元年6月に制定した「譲渡候補犬の選定に関するガイドライン」を踏まえ、不治の病気や攻撃性がある等の理由により譲渡することが適切でないと判断。

表3 都道府県別 人口10万人対犬の登録、犬・猫の殺処分頭数(平成30年度)

人 口(H30) 単位:千人	犬の登録 (H30)						殺処分頭数										
				犬			猫			犬・猫合計							
	登録頭数		人口10万対		殺処分頭数		人口10万対		殺処分頭数		人口10万対		殺処分頭数		人口10万対		
	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	
北海道	5,304	9	244,843	33	4,620	39	27	35	1	31	440	41	8	32	467	44	9
青森	1,292	34	56,608	37	4,354	20	138	13	11	20	811	13	62	20	949	13	73
岩手	1,250	29	64,303	25	4,946	30	54	25	4	34	317	30	24	38	371	28	29
宮城	2,303	15	116,412	19	5,061	28	60	30	3	10	1,465	12	64	11	1,525	14	66
秋田	1,000	42	39,231	43	3,923	34	37	25	4	33	336	24	34	37	373	24	37
山形	1,095	41	40,466	47	3,679	47	1	43	0	35	290	28	26	42	291	30	26
福島	1,901	21	97,163	17	5,114	21	122	20	6	1	2,515	5	132	1	2,637	6	139
茨城	2,936	11	169,835	5	5,856	10	235	15	8	41	211	44	7	33	446	39	15
栃木	1,976	19	105,617	14	5,281	11	234	11	12	43	159	41	8	35	393	36	20
群馬	1,981	17	113,397	9	5,670	6	308	7	15	8	1,708	7	85	6	2,016	8	101
埼玉	7,377	5	355,745	29	4,807	15	203	30	3	21	762	39	10	19	965	41	13
千葉	6,311	6	315,328	22	5,005	13	227	25	4	17	890	36	14	17	1,117	37	18
東京	13,740	1	512,216	46	3,739	41	15	43	0	32	342	46	2	39	357	46	3
神奈川	9,189	2	459,279	24	4,992	32	40	43	0	16	1,003	38	11	18	1,043	43	11
新潟	2,259	22	91,238	42	3,967	43	9	43	0	18	857	19	37	23	866	23	38
富山	1,063	39	45,348	40	4,123	40	16	35	1	39	229	32	21	43	245	33	22
石川	1,145	36	48,397	35	4,400	44	5	43	0	45	138	37	13	46	143	41	13
福井	786	46	31,294	44	3,912	45	4	35	1	47	16	46	2	47	20	46	3
山梨	832	38	46,101	7	5,763	34	37	23	5	27	485	14	61	29	522	15	65
長野	2,101	18	106,084	20	5,052	42	11	35	1	29	466	31	22	31	477	31	23
岐阜	2,044	13	122,651	3	6,133	27	63	30	3	11	1,192	15	60	14	1,255	16	63
静岡	3,726	10	209,850	8	5,672	38	30	35	1	23	741	33	20	25	771	34	21
愛知	7,565	3	440,182	6	5,792	9	236	30	3	12	1,165	35	15	12	1,401	37	18
三重	1,824	14	119,199	2	6,622	26	69	25	4	30	445	29	25	30	514	28	29
滋賀	1,420	26	73,947	13	5,282	23	107	15	8	26	487	22	35	28	594	22	42
京都	2,555	16	116,392	34	4,477	37	32	35	1	19	845	25	33	22	877	27	34
大阪	8,848	4	384,993	36	4,375	25	89	35	1	5	1,780	33	20	10	1,869	34	21
兵庫	5,570	7	298,108	11	5,323	8	261	23	5	9	1,684	26	30	8	1,945	25	35
奈良	1,362	35	56,427	41	4,031	24	92	17	7	14	1,084	8	77	16	1,176	12	84
和歌山	964	37	47,826	31	4,783	16	196	5	20	6	1,757	1	176	7	1,953	2	195
鳥取	566	47	22,759	45	3,793	45	4	35	1	42	207	22	35	44	211	25	35
島根	686	45	32,896	32	4,699	32	40	20	6	37	279	18	40	41	319	19	46
岡山	1,911	20	97,621	16	5,138	36	35	34	2	46	117	45	6	45	152	45	8
広島	2,838	12	142,559	18	5,091	22	111	25	4	38	272	39	10	36	383	40	14
山口	1,383	27	72,237	15	5,160	17	173	11	12	15	1,070	9	76	15	1,243	10	89
徳島	750	43	39,167	27	4,896	2	640	2	80	40	222	27	28	24	862	7	108
香川	987	28	71,384	1	7,138	1	1,522	1	152	24	739	10	74	4	2,261	1	226
愛媛	1,381	25	77,037	10	5,503	3	545	3	39	3	1,925	4	138	2	2,470	3	176
高知	717	40	42,821	4	6,117	31	41	20	6	25	640	6	91	26	681	9	97
福岡	5,131	8	251,361	26	4,929	5	367	17	7	4	1,851	20	36	5	2,218	20	43
佐賀	828	44	38,433	30	4,804	29	59	17	7	36	285	20	36	40	344	20	43
長崎	1,365	31	60,881	38	4,349	4	474	4	34	2	1,965	3	140	3	2,439	4	174
熊本	1,780	23	87,743	28	4,875	7	270	7	15	44	146	41	8	34	416	31	23
大分	1,160	32	60,079	21	5,007	12	231	6	19	7	1,711	2	143	9	1,942	5	162
宮崎	1,103	33	58,122	12	5,284	18	152	9	14	28	472	17	43	27	624	18	57
鹿児島	1,643	24	79,897	23	4,994	14	209	10	13	13	1,161	11	73	13	1,370	11	86
沖縄	1,476	30	63,147	39	4,210	19	150	14	10	22	748	16	50	21	898	17	60
計	127,424		6,226,624		4,887		7,981		6		38,430		30		46,411		36

(「動物委愛護管理行政事務提要」令和元年度 環境省 より抜粋)

表4 都道府県別犬の登録・狂犬病予防注射頭数等(平成30年度)

	登録頭数	予防注射頭数	注射率
<b>全 国</b>	<b>6,226,624</b>	<b>4,441,826</b>	<b>71.34%</b>
北海道	244,843	168,381	68.77%
青 森	56,608	49,428	87.32%
岩 手	64,303	55,922	86.97%
宮 城	116,412	95,500	82.04%
秋 田	39,231	31,386	80.00%
山 形	40,466	36,733	90.77%
福 島	97,163	74,014	76.18%
<b>茨 城</b>	<b>169,835</b>	<b>107,174</b>	<b>63.10%</b>
栃 木	105,617	71,915	68.09%
群 馬	113,397	84,241	74.29%
埼 玉	355,745	249,230	70.06%
千 葉	315,328	227,912	72.28%
東 京	512,216	377,063	73.61%
神奈川	459,279	348,400	75.86%
新 潟	91,238	80,749	88.50%
富 山	45,348	34,569	76.23%
石 川	48,397	34,029	70.31%
福 井	31,294	23,793	76.03%
山 梨	46,101	33,075	71.74%
長 野	106,084	95,290	89.83%
岐 阜	122,651	93,871	76.54%
静 岡	209,850	164,580	78.43%
愛 知	440,182	333,686	75.81%
三 重	119,199	83,345	69.92%
滋 賀	73,947	52,514	71.02%
京 都	116,392	79,810	68.57%
大 阪	384,993	235,644	61.21%
兵 庫	298,108	198,887	66.72%
奈 良	56,427	42,033	74.49%
和 歌 山	47,826	29,280	61.22%
鳥 取	22,759	17,039	74.87%
島 根	32,896	24,975	75.92%
岡 山	97,621	60,485	61.96%
広 島	142,559	102,700	72.04%
山 口	72,237	55,701	77.11%
徳 島	39,167	25,236	64.43%
香 川	71,384	41,590	58.26%
愛 媛	77,037	46,772	60.71%
高 知	42,821	26,964	62.97%
福 岡	251,361	145,058	57.71%
佐 賀	38,433	26,349	68.56%
長 崎	60,881	44,229	72.65%
熊 本	87,743	61,702	70.32%
大 分	60,079	36,326	60.46%
宮 崎	58,122	42,580	73.26%
鹿児島	79,897	59,497	74.47%
沖 繩	63,147	32,169	50.94%

表5 市町村別犬の登録・狂犬病予防注射頭数、人口1万人当たりの犬の飼養頭数(令和元年度)

市町村名	飼い犬 登録総数	狂犬病予防注射		人口	人口1万人当たり 飼養頭数
		実施頭数	実施率		
水戸市	12,040	8,430	70.0%	269,015	447.6
日立市	8,338	5,764	69.1%	174,639	477.4
土浦市	8,046	4,915	61.1%	138,182	582.3
吉河市	7,946	5,037	63.4%	138,733	572.8
石岡市	5,795	2,284	39.4%	72,715	796.9
結城市	2,608	2,114	81.1%	50,533	516.1
龍ヶ崎市	4,596	2,586	56.3%	76,489	600.9
下妻市	3,141	1,939	61.7%	41,667	753.8
常総市	4,233	2,432	57.5%	59,567	710.6
常陸太田市	2,951	2,027	68.7%	48,320	610.7
高萩市	1,224	914	74.7%	27,614	443.3
北茨城市	1,959	1,437	73.4%	41,870	467.9
笠間市	5,501	3,195	58.1%	73,921	744.2
取手市	5,620	3,556	63.3%	104,531	537.6
牛久市	4,496	3,187	70.9%	84,456	532.3
つくば市	14,953	9,234	61.8%	242,159	617.5
ひたちなか市	6,923	4,811	69.5%	154,610	447.8
鹿嶋市	4,264	2,428	56.9%	67,080	635.7
潮来市	1,991	987	49.6%	27,624	720.8
守谷市	4,123	3,091	75.0%	68,321	603.5
常陸大宮市	2,174	1,459	67.1%	39,512	550.2
那珂市	2,409	1,742	72.3%	53,187	452.9
筑西市	5,435	3,821	70.3%	100,349	541.6
坂東市	3,586	2,443	68.1%	51,720	693.3
稲敷市	2,747	1,399	50.9%	39,467	696.0
かすみがうら市	2,518	1,727	68.6%	40,428	622.8
桜川市	2,519	1,592	63.2%	39,280	641.3
神栖市	6,231	3,322	53.3%	95,321	653.7
行方市	2,726	1,492	54.7%	32,305	843.8
鉾田市	4,050	2,127	52.5%	46,210	876.4
つくばみらい市	2,665	1,736	65.1%	50,975	522.8
小美玉市	3,568	2,058	57.7%	48,883	729.9
茨城町	2,056	1,299	63.2%	31,501	652.7
大洗町	721	440	61.0%	15,979	451.2
城里町	1,155	865	74.9%	18,214	634.1
東海村	1,693	1,165	68.8%	37,690	449.2
大子町	1,153	740	64.2%	15,860	727.0
美浦村	1,052	637	60.6%	14,565	722.3
阿見町	2,693	1,406	52.2%	47,676	564.9
河内町	511	409	80.0%	8,363	611.0
八千代町	1,470	884	60.1%	21,054	698.2
五霞町	624	442	70.8%	8,240	757.3
境町	1,697	849	50.0%	24,106	704.0
利根町	882	732	83.0%	15,233	579.0
合計	167,083	105,154	62.9%	2,858,164	584.6

人口については令和2年4月1日現在のもの

表6 令和元年度 市町村別 犬及び猫の引取り頭数及び捕獲頭数(令和元年度)

市町村名	犬			合計	猫			犬猫合計 収容頭数		
	引取り頭数				捕獲頭数	合計	引取り頭数			
	所有者から	所有者不明	合計				所有者から	所有者不明		
水戸市	5	6	11	36	47	1	96	97	144	
日立市	0	0	0	15	15	0	53	53	68	
土浦市	1	3	4	16	20	0	69	69	89	
古河市	3	6	9	51	60	0	63	63	123	
石岡市	3	11	14	60	74	0	54	54	128	
結城市	6	1	7	14	21	0	29	29	50	
龍ヶ崎市	0	1	1	7	8	2	55	57	65	
下妻市	1	0	1	34	35	0	50	50	85	
常総市	1	0	1	26	27	0	27	27	54	
常陸太田市	2	1	3	6	9	0	29	29	38	
高萩市	0	1	1	13	14	0	20	20	34	
北茨城市	4	1	5	3	8	0	18	18	26	
笠間市	17	15	32	41	73	0	51	51	124	
取手市	1	0	1	5	6	0	5	5	11	
牛久市	0	1	1	8	9	0	6	6	15	
つくば市	1	0	1	45	46	7	60	67	113	
ひたちなか市	2	2	4	20	24	0	45	45	69	
鹿嶋市	2	0	2	25	27	7	72	79	106	
潮来市	1	1	2	16	18	0	15	15	33	
守谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
常陸大宮市	0	5	5	12	17	0	25	25	42	
那珂市	2	1	3	12	15	0	23	23	38	
筑西市	1	0	1	95	96	0	73	73	169	
坂東市	1	1	2	32	34	0	5	5	39	
稻敷市	2	0	2	16	18	0	7	7	25	
かすみがうら市	17	0	17	30	47	11	28	39	86	
桜川市	3	10	13	16	29	0	14	14	43	
神栖市	2	0	2	113	115	0	79	79	194	
行方市	2	0	2	47	49	0	62	62	111	
鉾田市	1	1	2	86	88	0	38	38	126	
つくばみらい市	0	0	0	7	7	0	31	31	38	
小美玉市	2	15	17	131	148	0	21	21	169	
茨城町	0	9	9	39	48	0	4	4	52	
大洗町	0	0	0	7	7	0	18	18	25	
城里町	1	6	7	3	10	0	3	3	13	
東海村	1	0	1	3	4	1	3	4	8	
大子町	1	0	1	5	6	0	8	8	14	
美浦村	0	0	0	53	53	0	5	5	58	
阿見町	0	0	0	5	5	0	5	5	10	
河内町	12	0	12	3	15	0	4	4	19	
八千代町	1	0	1	19	20	0	5	5	25	
五霞町	0	0	0	3	3	0	9	9	12	
境町	7	0	7	39	46	0	12	12	58	
利根町	0	0	0	0	0	0	10	10	10	
合計	106	98	204	1,217	1,421	29	1,309	1,338	2,759	

表7 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数(令和元年度 犬の引取り頭数)

	人口 (R2)	令和元年度 犬の引取り頭数			目標頭数※	削減目標頭数
		所有者から	所有者不明	合計		
水戸市	269,015	5	6	11	9	2
日立市	174,639	0	0	0	6	▲6
土浦市	138,182	1	3	4	5	▲1
古河市	138,733	3	6	9	5	4
石岡市	72,715	3	11	14	3	11
結城市	50,533	6	1	7	2	5
龍ヶ崎市	76,489	0	1	1	3	▲2
下妻市	41,667	1	0	1	1	▲0
常総市	59,567	1	0	1	2	▲1
常陸太田市	48,320	2	1	3	2	1
高萩市	27,614	0	1	1	1	0
北茨城市	41,870	4	1	5	1	4
笠間市	73,921	17	15	32	3	29
取手市	104,531	1	0	1	4	▲3
牛久市	84,456	0	1	1	3	▲2
つくば市	242,159	1	0	1	8	▲7
ひたちなか市	154,610	2	2	4	5	▲1
鹿嶋市	67,080	2	0	2	2	▲0
潮来市	27,624	1	1	2	1	1
守谷市	68,321	0	0	0	2	▲2
常陸大宮市	39,512	0	5	5	1	4
那珂市	53,187	2	1	3	2	1
筑西市	100,349	1	0	1	4	▲3
坂東市	51,720	1	1	2	2	0
稻敷市	39,467	2	0	2	1	1
かすみがうら市	40,428	17	0	17	1	16
桜川市	39,280	3	10	13	1	12
神栖市	95,321	2	0	2	3	▲1
行方市	32,305	2	0	2	1	1
鉾田市	46,210	1	1	2	2	0
つくばみらい市	50,975	0	0	0	2	▲2
小美玉市	48,883	2	15	17	2	15
茨城町	31,501	0	9	9	1	8
大洗町	15,979	0	0	0	1	▲1
城里町	18,214	1	6	7	1	6
東海村	37,690	1	0	1	1	▲0
大子町	15,860	1	0	1	1	0
美浦村	14,565	0	0	0	1	▲1
阿見町	47,676	0	0	0	2	▲2
河内町	8,363	12	0	12	0	12
八千代町	21,054	1	0	1	1	0
五霞町	8,240	0	0	0	0	▲0
境町	24,106	7	0	7	1	6
利根町	15,233	0	0	0	1	▲1
合 計	2,858,164	106	98	204	100	104

※動物愛護管理推進計画の目標頭数を市町村人口割合により換算

表8 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数(令和元年度 猫の引取り頭数)

	人口 (R2)	令和元年度 猫の引取り頭数			目標頭数※	削減目標頭数
		所有者から	所有者不明	合計		
水戸市	269,015	1	96	97	38	59
日立市	174,639	0	53	53	24	29
土浦市	138,182	0	69	69	19	50
古河市	138,733	0	63	63	19	44
石岡市	72,715	0	54	54	10	44
結城市	50,533	0	29	29	7	22
龍ヶ崎市	76,489	2	55	57	11	46
下妻市	41,667	0	50	50	6	44
常総市	59,567	0	27	27	8	19
常陸太田市	48,320	0	29	29	7	22
高萩市	27,614	0	20	20	4	16
北茨城市	41,870	0	18	18	6	12
笠間市	73,921	0	51	51	10	41
取手市	104,531	0	5	5	15	▲ 10
牛久市	84,456	0	6	6	12	▲ 6
つくば市	242,159	7	60	67	34	33
ひたちなか市	154,610	0	45	45	22	23
鹿嶋市	67,080	7	72	79	9	70
潮来市	27,624	0	15	15	4	11
守谷市	68,321	0	0	0	10	▲ 10
常陸大宮市	39,512	0	25	25	6	19
那珂市	53,187	0	23	23	7	16
筑西市	100,349	0	73	73	14	59
坂東市	51,720	0	5	5	7	▲ 2
稲敷市	39,467	0	7	7	6	1
かすみがうら市	40,428	11	28	39	6	33
桜川市	39,280	0	14	14	5	9
神栖市	95,321	0	79	79	13	66
行方市	32,305	0	62	62	5	57
鉾田市	46,210	0	38	38	6	32
つくばみらい市	50,975	0	31	31	7	24
小美玉市	48,883	0	21	21	7	14
茨城町	31,501	0	4	4	4	▲ 0
大洗町	15,979	0	18	18	2	16
城里町	18,214	0	3	3	3	0
東海村	37,690	1	3	4	5	▲ 1
大子町	15,860	0	8	8	2	6
美浦村	14,565	0	5	5	2	3
阿見町	47,676	0	5	5	7	▲ 2
河内町	8,363	0	4	4	1	3
八千代町	21,054	0	5	5	3	2
五霞町	8,240	0	9	9	1	8
境町	24,106	0	12	12	3	9
利根町	15,233	0	10	10	2	8
合 計	2,858,164	29	1,309	1,338	400	938

※動物愛護管理推進計画の目標頭数を市町村人口割合により換算

表9 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数(令和元年度 犬猫の引取り頭数)

	人口 (R2)	令和元年度 犬猫の引取り頭数			目標頭数※	削減目標頭数
		所有者から	所有者不明	合計		
水戸市	269,015	6	102	108	47	61
日立市	174,639	0	53	53	31	22
土浦市	138,182	1	72	73	24	49
古河市	138,733	3	69	72	24	48
石岡市	72,715	3	65	68	13	55
結城市	50,533	6	30	36	9	27
龍ヶ崎市	76,489	2	56	58	13	45
下妻市	41,667	1	50	51	7	44
常総市	59,567	1	27	28	10	18
常陸太田市	48,320	2	30	32	8	24
高萩市	27,614	0	21	21	5	16
北茨城市	41,870	4	19	23	7	16
笠間市	73,921	17	66	83	13	70
取手市	104,531	1	5	6	18	▲ 12
牛久市	84,456	0	7	7	15	▲ 8
つくば市	242,159	8	60	68	42	26
ひたちなか市	154,610	2	47	49	27	22
鹿嶋市	67,080	9	72	81	12	69
潮来市	27,624	1	16	17	5	12
守谷市	68,321	0	0	0	12	▲ 12
常陸大宮市	39,512	0	30	30	7	23
那珂市	53,187	2	24	26	9	17
筑西市	100,349	1	73	74	18	56
坂東市	51,720	1	6	7	9	▲ 2
稲敷市	39,467	2	7	9	7	2
かすみがうら市	40,428	28	28	56	7	49
桜川市	39,280	3	24	27	7	20
神栖市	95,321	2	79	81	17	64
行方市	32,305	2	62	64	6	58
鉾田市	46,210	1	39	40	8	32
つくばみらい市	50,975	0	31	31	9	22
小美玉市	48,883	2	36	38	9	29
茨城町	31,501	0	13	13	6	7
大洗町	15,979	0	18	18	3	15
城里町	18,214	1	9	10	3	7
東海村	37,690	2	3	5	7	▲ 2
大子町	15,860	1	8	9	3	6
美浦村	14,565	0	5	5	3	2
阿見町	47,676	0	5	5	8	▲ 3
河内町	8,363	12	4	16	1	15
八千代町	21,054	1	5	6	4	2
五霞町	8,240	0	9	9	1	8
境町	24,106	7	12	19	4	15
利根町	15,233	0	10	10	3	7
合 計	2,858,164	135	1,407	1,542	500	1,042

※動物愛護管理推進計画の目標頭数を市町村人口割合により換算

表10 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数(令和元年度 犬捕獲頭数)

	人口 (R2)	犬捕獲頭数	目標頭数※	削減目標頭数
水戸市	269,015	36	47	▲ 11
日立市	174,639	15	31	▲ 16
土浦市	138,182	16	24	▲ 8
古河市	138,733	51	24	27
石岡市	72,715	60	13	47
結城市	50,533	14	9	5
龍ヶ崎市	76,489	7	13	▲ 6
下妻市	41,667	34	7	27
常総市	59,567	26	10	16
常陸太田市	48,320	6	8	▲ 2
高萩市	27,614	13	5	8
北茨城市	41,870	3	7	▲ 4
笠間市	73,921	41	13	28
取手市	104,531	5	18	▲ 13
牛久市	84,456	8	15	▲ 7
つくば市	242,159	45	42	3
ひたちなか市	154,610	20	27	▲ 7
鹿嶋市	67,080	25	12	13
潮来市	27,624	16	5	11
守谷市	68,321	0	12	▲ 12
常陸大宮市	39,512	12	7	5
那珂市	53,187	12	9	3
筑西市	100,349	95	18	77
坂東市	51,720	32	9	23
稻敷市	39,467	16	7	9
かすみがうら市	40,428	30	7	23
桜川市	39,280	16	7	9
神栖市	95,321	113	17	96
行方市	32,305	47	6	41
鉾田市	46,210	86	8	78
つくばみらい市	50,975	7	9	▲ 2
小美玉市	48,883	131	9	122
茨城町	31,501	39	6	33
大洗町	15,979	7	3	4
城里町	18,214	3	3	▲ 0
東海村	37,690	3	7	▲ 4
大子町	15,860	5	3	2
美浦村	14,565	53	3	50
阿見町	47,676	5	8	▲ 3
河内町	8,363	3	1	2
八千代町	21,054	19	4	15
五霞町	8,240	3	1	2
境町	24,106	39	4	35
利根町	15,233	0	3	▲ 3
合計	2,858,164	1,217	500	717

※動物愛護管理推進計画の目標頭数を市町村人口割合により換算

表 11

## 災害時における愛玩動物の救護活動に関する協定

### 【締結日】

- ・平成 25 年 3 月 27 日

### 【締結先一覧】

- ・公益社団法人 茨城県獣医師会
- ・公益社団法人 日本愛玩動物協会
- ・NPO 法人 ポチたま会
- ・NPO 法人 しっぽのなかま
- ・NPO 法人 動物愛護を考える茨城県民ネットワーク

### 【協定内容】

- ・動物救護本部の運営
- ・被災動物の救護
- ・被災動物の応急処置（獣医師会）

## 茨城県の動物愛護管理行政の沿革

- 昭和 25 年 ○ 「狂犬病予防法」の施行に伴い、保健所が業務を所管。  
　　・犬の登録、狂犬病予防注射の推進　・犬の捕獲抑留
- 昭和 48 年 ○ 「動物の保護及び管理に関する法律」が、議員立法で制定。
- 昭和 54 年 ○ 「茨城県動物の保護及び管理に関する条例」を制定。  
○ 茨城県動物指導センターを開設、狂犬病予防法及び動物保護管理法関係業務を所管。同センター動物等で、保健所に収容された犬、猫の収集、保管及び殺処分業務を開始。
- 昭和 57 年 ○ 動物愛護週間に伴う動物愛護フェスティバル事業を開始（年 1 回）。
- 昭和 61 年 ○ 総理府との共催事業として「動物愛護フェスティバル ‘86 いばらき」を実施。
- 昭和 62 年 ○ 保健所で分掌していた動物指導業務（犬の捕獲、犬猫の引取業務）を動物指導センターに一元化し、保健所での業務を廃止。  
○ 保健所での犬猫引取業務廃止に伴う代替措置として、市町村の公民館等を巡回して引取りを行う定時定点回収業務を開始。
- 平成 元年 ○ 小学校飼育動物の検診等を通じ、小学校児童を対象とした動物愛護思想の普及啓発を行う「動物ふれあい教室」事業を実施。
- 平成 5 年 ○ 犬猫譲渡情報バンク事業を開始し、飼養希望者と提供者の情報仲介を行い、併せて繁殖制限措置指導を行っている。
- 平成 11 年 ○ 「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正（平成 12 年 12 月 1 日施行）。
- 平成 12 年 ○ 改正「動物の愛護及び管理に関する法律」施行。  
○ 法律の改正にあわせ「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」に改正（平成 12 年 4 月 1 日施行）。
- 平成 13 年 ○ 動物指導センターホームページ開設  
○ 動物愛護ボランティアを委嘱する動物愛護推進員事業の開始。
- 平成 14 年 ○ 民間ボランティア団体への犬猫の譲渡事業を開始。
- 平成 15 年 ○ 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正、法第 17 条に規定する動物愛護担当職員の規定を追加。  
○ 動物指導センター組織を管理課、保護指導課、愛護推進課の三課体制に改編。  
○ 「茨城県動物愛護推進計画」策定。
- 平成 16 年 ○ 飼い主からの犬猫引取りを有料化。  
○ 法による動物愛護週間を茨城県動物愛護月間に拡大し、キャンペーン事業を開始。

- 平成 17 年 ○ 「動物の愛護及び管理に関する法律」改正（平成 18 年 6 月 1 日施行）。  
「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の策定、動物取扱業の登録制の開始。
- 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正、犬の多頭飼養届出制の開始。
- 平成 18 年 ○ 改正「動物の愛護及び管理に関する法律」施行。
- 平成 19 年 ○ 学校獣医師設置推進事業の開始
- 平成 20 年 ○ 「茨城県動物愛護推進計画」改定。  
○ 犬猫譲渡支援団体認定事業の開始。
- 平成 21 年 ○ 定時定点回収業務の廃止（平成 22 年 3 月末日）。
- 平成 22 年 ○ 犬の飼い方アドバイザー育成事業の開始（平成 26 年度終了）。
- 平成 23 年 ○ 動物ふれあい教室の実施（学校獣医師設置推進事業からの変更）。
- 平成 24 年 ○ 「動物の愛護及び管理に関する法律」改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）  
「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改定、飼い主からの犬猫引取拒否の要件の追加。
- 平成 25 年 ○ 改正「動物の愛護及び管理に関する法律」施行。  
○ 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正。  
猫の屋内飼養の努力義務（平成 26 年 4 月 1 日施行）、犬の多頭飼養届出制に猫を追加（平成 26 年 7 月 1 日施行）。
- 平成 26 年 ○ 犬猫の引取り手数料の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）
- 平成 27 年 ○ 「茨城県動物愛護推進計画」改定。（10 月）
- 平成 28 年 ○ 「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」が、議員提案で制定。
- 平成 29 年 ○ 「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業」を開始。
- 平成 30 年 ○ 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正。  
犬の放し飼いに関する罰金の上限の引上げ等（平成 31 年 4 月 1 日施行）。
- 令和元年 ○ 譲渡候補犬の選定に関するガイドラインの制定。  
○ 「動物の愛護及び管理に関する法律」改正（令和 2 年 6 月 1 日に一部施行し、公布から 2 年及び 3 年以内に段階的に施行）。  
「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改定、飼い主不明の犬猫について引取拒否の要件の追加。
- 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正。  
水戸市中核市移行を踏まえた、適用除外の追加。  
改正「動物の愛護及び管理に関する法律」施行を踏まえた条項及び文言の整理。
- 令和 2 年 ○ 改正「動物の愛護及び管理に関する法律」一部施行。